

時間外労働の算定(3)

「1か月単位の変形労働時間制」を導入し、隔週休2日制(変形)としているケースです。

●月所定労働時間：171時間00分

●変形期間の労働時間の総枠：171時間00分(1時間未満を切り捨て)

第1週 週所定労働時間 44時間00分
週の実労働時間 46時間00分

	D1		所定9時間	D2		
休	所定7時間	所定7時間	所定9時間	所定7時間	所定7時間	所定7時間
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7

第2週 週所定労働時間 37時間00分
週の実労働時間 44時間00分

		A1	A2	F3	所定9時間	C1	
休	休	所定7時間	所定7時間	所定7時間	所定9時間	所定7時間	休
日	月	火	水	木	金	土	
8	9	10	11	12	13	14	

第3週 週所定労働時間 44時間00分
週の実労働時間 47時間00分

	所定9時間		D3	A3	D4	
休	所定9時間	所定7時間	所定7時間	所定7時間	所定7時間	所定7時間
日	月	火	水	木	金	土
15	16	17	18	19	20	21

第4週 週所定労働時間 37時間00分
週の実労働時間 41時間00分

		A4		F5	所定9時間	B2
休	休	所定7時間	所定7時間	所定7時間	所定9時間	所定9時間
日	月	火	水	木	金	土
22	23	24	25	26	27	28

第5週 週所定労働時間 9時間
週の実労働時間 10時間

	B3	
休	所定9時間	
日	月	
29	30	

月の所定労働時間	171時間
月の実労働時間	188時間
時間外労働A	4時間
時間外労働B	3時間
時間外労働C	1時間
時間外労働D	4時間
時間外労働F	5時間
時間外労働計	17時間
時間外労働G	0時間
当月の時間外労働	17時間

上の場合の労働時間をみてみましょう。

①	日ごとに計算する時間	A	所定労働時間が8時間以内に定められている日にあつては、当該時間を超え1日8時間をさらに超えるに至った部分の時間	4:00
		B	変形労働時間制の場合で、所定労働時間が8時間を超えて定められている日にあつては、その所定労働時間を超える部分の時間	3:00
②	週ごとに計算する時間	C	週所定労働時間が40時間以内に定められている週にあつては、①による時間外労働を除きその週所定労働時間を超え、さらに週40時間を超えるに至った部分の時間	1:00
		D	変形労働時間制の場合で、週所定労働時間が40時間を超えて定められている週にあつては、①による時間外労働を除きその週所定労働時間を超える部分の時間	4:00
③	変形労働時間制でない場合の「所定時間外で法定労働時間内の時間」	E	各日について、所定労働時間が8時間以内に定められている日にあつては、当該時間を超え1日8時間以内の部分の時間で、かつ①による時間を除きその週所定労働時間を超え、週40時間以内の部分の時間	—
④	変形労働時間制の場合の「全期間で計算する時間」	F1	「所定労働時間＝変形期間の労働時間の総枠」の場合で、変形期間を通じての時間外労働時間は、①及び②で時間外労働とされた時間を除き、変形期間の労働時間の総枠を超えて労働するに至った時間が法定の時間外労働時間となるのでその時間 ＜総労働時間－(①の時間+②の時間)＞－変形期間の総枠	5:00
		F2	「所定労働時間＜変形期間の労働時間の総枠」の場合に、変形期間の労働時間の総枠－月所定労働時間	—
⑤	前月に時間外労働分として支給済み分	G	週ごとの計算が必要なため繰り入れている前月の最後の週の方で、前月に時間外労働分として既に支給済みの時間	—
時間外労働時間の合計		所定労働時間外でかつ法定労働時間外 (A+B+C+D+F1-G) /割増必要		17:00
		所定労働時間外でかつ法定労働時間内 (EまたはF2) /割増必要なし		—